

令和7年度 伊那市にぎわい創出事業補助金

物価高騰の影響を受けた伊那市のにぎわい回復を図るため、市内の商業団体等が行う地域の魅力発信とにぎわい創出の取り組みについて、その経費の一部を補助します。

補助対象者

▶ 市内に事務所を置き、1のいずれかに該当、かつ、2の条件を満たすもの。

1 補助対象事業者

- ・商工会議所法（昭和28年8月1日法律第143号）に基づく商工会議所
- ・商工会法（昭和35年5月29日法律第89号）に基づく商工会
- ・同業者団体等 飲食店等の同業者または異業種の5者以上で構成された団体
- ・前各号のいずれかと同等と市長が認めるもの

2 次のいずれにも該当していないこと。

- ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納している者
- ・暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- ・その他市長が不適切と認める者

補助対象事業

対象事業	事業内容・具体例
物価高騰等の影響を払拭する取り組みとして、市内において、地域活性化とにぎわい創出を目的としたイベント又はキャンペーン等	スタンプラリーイベントの開催、ポイント付加イベントの実施、割引クーポン券の発行、食べ歩き・飲み歩きイベントの開催など

※令和8年1月末までに完了する事業

補助対象経費

対象経費	
	・報償費、旅費、需用費（備品・食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料、賃借料及びその他市長が必要であると認めたもの

補助額等

補助率

- ※申請は、1団体1回まで（商工会議所及び商工会は2回まで）
- ・補助対象事業経費の2分の1以内（※千円未満切り捨て）
（補助額が収入額を減じた自己負担額を超える場合は自己負担額まで）

補助限度額

- ・1事業あたり150万円

手続き方法

申請書は、伊那市役所 商工振興課 または、公式HPにてお受け取りください。

必要書類の準備

- ・補助金等交付申請書 ・伊那市賑わい創出事業計画書
- ・伊那市にぎわい創出事業収支予算書 ・同意書

市役所に提出

- ・伊那市役所商工振興課に書類一式を提出。**【1次申請期間 令和7年7月1日～7月31日】**
※予算額の範囲内で交付します。
※予算額に達しない場合は2次申請期間を設けます。

交付決定

- ・市役所から「補助金 交付決定通知書」をお送りします。
- ・申請期間内で受理されたイベントの補助額が予算額を超過した場合は、案分による交付とします。

事業実施

- ・事業実施は、必ず交付決定後に実施してください。やむを得ない事由により補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合は伊那市にぎわい創出事業事前着手届を提出してください。

交付決定後⇒事業着手⇒事業完了⇒実績報告書の提出⇒確定通知交付⇒請求書の提出
(団体) (団体) (団体→市) (市→団体) (団体→市)

【お問い合わせ先】

- 伊那市商工振興課 TEL : 0265-78-4111 メール : skk@inacity.jp

【補助対象経費】

No.	経費区分	内容	助成限度額等
1	報償費	出演者等に対する謝礼	この事業用と明確に区分できるものとする。
2	旅費	出演者等に対する旅費、宿泊費	この事業用と明確に区分できるものとする。
3	会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室借用費用	
4	会場借用費	イベント会場の会場設営費	
5	会場設営費	イベント会場の会場設営費用	
6	通信運搬費	郵便、電話等通信、運搬に要する経費	この事業用と明確に区分できるものに限る。
7	広告宣伝費	チラシ、ポスター作成に要する経費	
8	イベント費	他の費用に属さないイベント経費	
9	賃料費	機材等のレンタルに要する経費	
10	備品費	イベント実施に伴う備品購入費用	この事業用と明確に区分できるものに限る。汎用性の高いものは不可。
11	消耗品費	事務用品等消耗品に要する経費	
12	印刷製本費	チラシ、ポスターの作成に要する経費	
13	委託費	イベントの運営、警備等に要する経費	
14	光熱水費	水道、電気、ガス、燃料等の経費	この事業用と明確に区分できるものに限る。
15	雑費	保険料、保管料、手数料等に要する経費	
16	その他	上記以外の経費で市長が必要と認める経費	